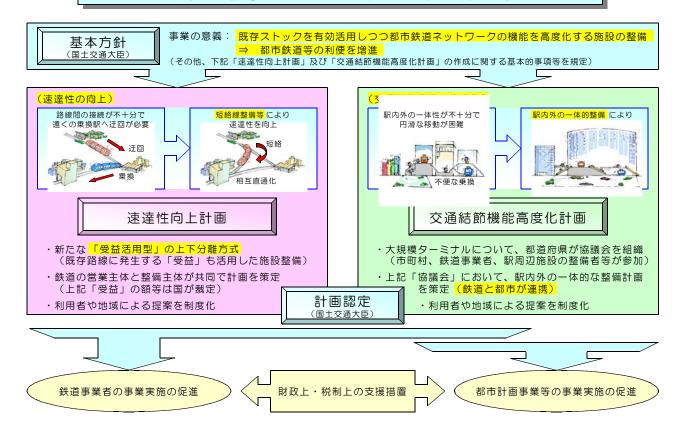
●都市鉄道等利便増進法案

<予算関係法律案>

都市鉄道等の利用者の利便を増進するため、既存の都市鉄道施設の間 を連絡する新線の建設等を行うことによる速達性の向上及び駅施設の整 備を駅周辺施設の整備と一体的に行うことによる交通結節機能の高度化 を図るための計画制度を創設する等所要の措置を講ずる。

都市鉄道等利便増進法案の基本的枠組み



1. 速達性向上計画・交通結節機能高度化計画の作成及び国土交通大臣の 認定

- 鉄道整備主体及び鉄道営業主体が作成した短絡線の整備等に関する 「速達性向上計画」の認定
- 都道府県が組織する協議会が作成した駅施設及び駅周辺施設の一体的な整備に関する「交通結節機能高度化計画」の認定

2. 国土交通大臣の裁定・事業実施命令

- ・計画の作成に当たって協議が不調の場合における鉄道事業者間の裁定
- ・計画の認定を受けた鉄道事業者が事業を実施していない場合における 命令

3. 鉄道事業法・軌道法・都市計画法の特例

・計画の認定を鉄道事業の許可とみなす、計画に基づく都市計画決定を 義務づける等事業実施の促進のための特例